

2020年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 山下 一 仁
(コード番号 4 6 6 8 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 坂元 考 行
(TEL 03-5860-2111 代表)

会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ

当社は、2020年7月31日開催の取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として簡易新設分割により当社の完全子会社（以下「新会社」といいます）を設立し、明光義塾事業の一部を新会社に承継させること（以下「本新設分割」といいます）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 本新設分割の目的

当社は、「教育・文化事業への貢献を通じて人づくりを目指す」「フランチャイズノウハウの開発普及を通じて自己実現を支援する」という2つの経営理念を掲げ、「自立学習」「個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」の直営及びフランチャイズシステムでの全国展開をしており、個別指導塾のパイオニアとして、個別指導の運営技術、フランチャイズ展開に高い評価を受けております。

今後は、地域戦略を強化するために、迅速な意思決定および独立採算による責任体制の明確化を図ることが更なる成長のために急務と捉えております。本新設分割は、その一環として戦略的に実施いたします。

2. 本新設分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

新設分割計画承認日 2020年7月31日

分割期日（効力発生日） 2020年9月1日（予定）

なお、本新設分割は会社法第805条の規程に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

(2) 本新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、新会社を新設分割設立会社とする簡易新設分割といたします。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

新会社が本新設分割において発行する株式は300株（一株当たり200千円）であり、その全てを当社に対して割当交付いたします。なお、資本金は45,000千円、資本準備金は15,000千円といたします。

(4) 本新設分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の変更はありません。

(6) 新会社が承継する権利義務

新会社は、2020年7月31日付承認の新設分割計画に別段の定めがあるものを除き、効力発生日において、当社より明光義塾事業に関する資産、負債および契約上の地位ならびに付随する権利義務の一部を承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本新設分割の効力発生日以降に弁済期が到来する新会社の債務について、履行の見込みはあるものと判断しています。

(8) 本新設分割当事者会社の概要

	分割会社	新会社
名称	株式会社明光ネットワークジャパン	株式会社 One link
所在地	東京都新宿区西新宿7丁目20番1号	大阪府箕面市西小路3丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山下一仁	代表取締役社長 田原一
事業内容	明光義塾直営事業、明光義塾FC事業、学童保育事業等	明光義塾事業
資本金	972,512千円	50,000千円(予定)
設立年月日	1984年9月	2020年9月1日(予定)
発行済株式数	27,803,600株	300株(予定)
決算期	8月31日	8月31日
大株主及び持株比率	公益財団法人明光教育研究所 7.53% 渡邊弘毅 6.76% 株式会社学研ホールディングス 4.27% 明光株式会社 3.77% 奥井世志子 2.99%	株式会社明光ネットワークジャパン 100%
財政状態及び経営成績	2019年8月期(連結)	—
純資産	14,414百万円	—
総資産	19,765百万円	—
1株当たり純資産	542.21円	—
連結売上高	19,967百万円	—
連結営業利益	1,775百万円	—
連結経常利益	1,907百万円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	958百万円	—
1株当たり連結当期純利益(円)	36.08円	—

(9) 分割する部門の経営成績

新会社には2020年8月期中にフランチャイズオーナーより譲り受けた教室が含まれており、現時点で分割する部門の経営成績を算定することは困難であります。なお、2019年8月期における明光義塾直営事業のセグメント売上高は10,639百万円、教室数は397教室であり、新会社は21教室を対象としております。

(10) 分割する資産、負債の金額（2020年7月31日現在）

分割する資産の金額は27,361千円ですが、分割する負債の金額は、新設分割効力発生日までの授業料等の前受金をもって確定するため、実際に承継する金額は上記金額と異なります。

(11) 本新設分割後の分割会社の状況

分割会社である当社の商号、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

3. 今後の見通し

新会社は、当社の完全子会社となるため、本新設分割が当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上